

平成 30 年度

内閣府 一般会計省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 一般会計省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 一般会計省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

内閣府 一般会計省庁別財務書類

| | |
|--------------------------------|----|
| 貸借対照表 | 1 |
| 業務費用計算書 | 2 |
| 資産・負債差額増減計算書 | 3 |
| 区分別収支計算書 | 4 |
| 注記 | 6 |
| 附属明細書 | 12 |
| 参考情報 | |
| 1 内閣府の所掌する業務の概要 | 25 |
| 2 内閣府の組織及び定員 | 26 |
| 3 内閣府における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ | 33 |
| 4 平成30年度一般会計の歳入歳出決算の概要 | 34 |
| 5 公債関連情報 | 35 |

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

| | 前会計年度 | 本会計年度 | | 前会計年度 | 本会計年度 |
|--------------------|------------------|------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| | (平成30年 3月31日) | (平成31年 3月31日) | | (平成30年 3月31日) | (平成31年 3月31日) |
| <資産の部> | | | <負債の部> | | |
| 現金・預金 | 56 | 63 | 未払金 | 17,328 | 14,305 |
| たな卸資産 | 0 | 0 | 保管金等 | 56 | 63 |
| 未収金 | 1,363 | 265 | 賞与引当金 | 9,226 | 9,778 |
| 前払費用 | 21 | 29 | 退職給付引当金 | 161,768 | 159,808 |
| 貸付金 | 27,950 | 26,550 | 他会計繰入未済金 | 174,189 | 171,167 |
| その他の債権等 | 472 | 288 | その他の債務等 | 22,314 | 20,256 |
| 貸倒引当金 | △ 40 | △ 121 | | | |
| 有形固定資産 | 1,137,648 | 1,149,824 | | | |
| 国有財産（公共用 財産を除く） | 979,509 | 996,375 | | | |
| 土地 | 723,077 | 752,546 | | | |
| 立木竹 | 2,389 | 2,480 | | | |
| 建物 | 168,126 | 163,097 | | | |
| 工作物 | 71,590 | 65,858 | | | |
| 船舶 | 2,881 | 2,395 | | | |
| 航空機 | 8,606 | 7,163 | | | |
| 建設仮勘定 | 2,838 | 2,834 | | | |
| 物品 | 158,138 | 153,448 | 負 債 合 計 | 384,882 | 375,378 |
| 無形固定資産 | 8,376 | 7,866 | <資産・負債差額の部> | | |
| 出資金 | 190,021 | 216,218 | 資産・負債差額 | 980,987 | 1,025,607 |
| 資 産 合 計 | 1,365,870 | 1,400,986 | 負債及び資産・ 負債差額合計 | 1,365,870 | 1,400,986 |

業務費用計算書

(単位：百万円)

| | 前会計年度 | 本会計年度 |
|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | (自 平成29年 4月 1日) (至 平成30年 3月31日) | (自 平成30年 4月 1日) (至 平成31年 3月31日) |
| 人件費 | 132,290 | 134,993 |
| 賞与引当金繰入額 | 9,226 | 9,778 |
| 退職給付引当金繰入額 | 5,774 | 12,907 |
| 補助金等 | 1,154,640 | 285,508 |
| 委託費 | 53,766 | 59,062 |
| 支出金 | 2 | 2 |
| 分担金 | 1,035 | 1,077 |
| 拠出金 | 865 | 934 |
| 補給金 | 870 | 975 |
| 独立行政法人運営費交付金 | 6,480 | 7,562 |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入 | 54,871 | 50,828 |
| エネルギー対策特別会計への繰入 | 6,700 | 8,220 |
| 年金特別会計への繰入 | 1,197,569 | 2,078,865 |
| 自動車安全特別会計への繰入 | 37,587 | 47,202 |
| 庁費等 | 85,102 | 123,522 |
| その他の経費 | 19,536 | 19,371 |
| 減価償却費 | 57,618 | 58,181 |
| 貸倒引当金繰入額 | △ 47 | 130 |
| 支払利息 | 440 | 299 |
| 資産処分損益 | 2,020 | 1,939 |
| 本年度業務費用合計 | 2,826,354 | 2,901,361 |

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

| | 前会計年度 (自 平成29年 4月 1日) (至 平成30年 3月31日) | 本会計年度 (自 平成30年 4月 1日) (至 平成31年 3月31日) |
|----------------|---|---|
| I 前年度末資産・負債差額 | 888,192 | 980,987 |
| II 本年度業務費用合計 | △ 2,826,354 | △ 2,901,361 |
| III 財源 | 2,839,734 | 2,917,598 |
| 主管の財源 | 89,084 | 76,120 |
| 配賦財源 | 2,750,650 | 2,841,478 |
| IV 無償所管換等 | 45,638 | △ 5,028 |
| V 資産評価差額 | 33,777 | 33,411 |
| VI 本年度末資産・負債差額 | 980,987 | 1,025,607 |

区分別収支計算書

(単位：百万円)

| | 前会計年度 (自 平成29年 4月 1日) (至 平成30年 3月31日) | 本会計年度 (自 平成30年 4月 1日) (至 平成31年 3月31日) |
|---------------------|---|---|
| I 業務収支 | | |
| 1 財源 | | |
| 主管の収納済歳入額 | 98,478 | 80,369 |
| 配賦財源 | 2,750,650 | 2,841,478 |
| 財源合計 | 2,849,129 | 2,921,847 |
| 2 業務支出 | | |
| (1)業務支出 (施設整備支出を除く) | | |
| 人件費 | △ 154,617 | △ 159,104 |
| 補助金等 | △ 1,154,640 | △ 285,508 |
| 委託費 | △ 53,766 | △ 59,062 |
| 支出金 | △ 2 | △ 2 |
| 分担金 | △ 1,035 | △ 1,081 |
| 拠出金 | △ 865 | △ 934 |
| 補給金 | △ 844 | △ 1,322 |
| 独立行政法人運営費交付金 | △ 6,480 | △ 7,562 |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入 | △ 54,871 | △ 50,828 |
| エネルギー対策特別会計への繰入 | △ 6,700 | △ 8,220 |
| 年金特別会計への繰入 | △ 1,206,045 | △ 2,081,887 |
| 自動車安全特別会計への繰入 | △ 37,587 | △ 47,202 |
| 貸付けによる支出 | △ 326 | △ 254 |
| 出資による支出 | △ 30,000 | △ 25,300 |
| 庁費等の支出 | △ 103,407 | △ 158,191 |
| その他の支出 | △ 19,514 | △ 19,367 |
| 業務支出 (施設整備支出を除く) 合計 | △ 2,830,705 | △ 2,905,831 |
| (2)施設整備支出 | | |
| 土地に係る支出 | △ 40 | △ 23 |
| 立木竹に係る支出 | △ 9 | △ 10 |
| 建物に係る支出 | △ 1,179 | 238 |
| 工作物に係る支出 | △ 3,998 | △ 4,025 |
| 船舶に係る支出 | △ 1 | △ 0 |
| 航空機に係る支出 | - | △ 1,664 |
| 建設仮勘定に係る支出 | △ 1,805 | △ 2,669 |
| 施設整備支出合計 | △ 7,035 | △ 8,154 |
| 業務支出合計 | △ 2,837,740 | △ 2,913,985 |
| 業務収支 | 11,388 | 7,861 |

II 財務収支

| | | |
|-------------------|----------|---------|
| リース債務の返済による支出 | △ 8,284 | △ 4,888 |
| P F I 債務の返済による支出 | △ 2,663 | △ 2,673 |
| 利息の支払額 | △ 440 | △ 299 |
| 財務収支 | △ 11,388 | △ 7,861 |
| 本年度収支 | - | - |
| 翌年度歳入繰入 | - | - |
| その他歳計外現金・預金本年度末残高 | 56 | 63 |
| 本年度末現金・預金残高 | 56 | 63 |

注 記

1 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

燃料については、販売を目的としていないことから、取得価格より平均原価法によって評価し、計上している。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、車両は定率法、その他の物品は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

ファイナンス・リース取引に伴うリース物件については、取得価格相当額を計上し、リース期間終了後の残存価格をゼロとした定額法による減価償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

特許権等については、国有財産台帳上、取得時点において取得価格はゼロとして計上され、その後価格改定時に評価額が決定されることから、減価償却は行わず、国有財産台帳価額を計上している。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金のうち徴収停止等債権については、全額を回収不能見込額として計上し、履行期限到来等債権については、過去 3 年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額又は個別債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員及び地方公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分等）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与（平均給与上昇率を考慮）×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金

については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

・平均給与上昇率 : 2.9%

(平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)

・割引率 : 4.2%

(平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

(単位:百万円)

| 種類 | 機関名 | 残高 |
|------|---------------|---------|
| 損失補償 | ロケット落下等損害賠償補償 | 350,000 |
| 合計 | | 350,000 |

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償の請求を受けているもの

(単位:百万円)

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
|------------------|------|--|--|
| 南相馬避難解除取消等請求事件 | 80 | 東京地裁 平成27年(行ウ)第238号、同第381号 | 原告は、原子力災害現地対策本部長の行った南相馬市の特定避難勧奨地点の解除により、支援措置が打ち切られ、未だ線量が高い自宅への帰還を余儀なくさせられることは違法であるとして、国に対し、特定避難勧奨地点の解除の取り消し(主位的請求)、特定避難勧奨地点に設定されている地位にあることの確認(予備的請求)と、損害賠償を求めたもの |
| 損害賠償請求控訴事件 | 69 | 東京地裁 平成24(ワ)36185 東京高裁 平成28(ネ)3783 最高裁 平成30(ネ)818 | 平成24年12月21日提訴(勝訴) 平成28年7月11日提訴(勝訴) 平成30年11月6日提訴(勝訴) 特別抗告中 戦前、夫(故人)が高特高によるでっ上げ逮捕や取調時の拷問等により損害を被ったとして提訴 |
| 国家賠償請求控訴事件 | 2 | 東京地裁 平28(ワ)8123 東京高裁 平30(ネ)540 最高裁 平30(ネ)412 | 平成28年3月10日提訴(勝訴) 平成30年1月9日提訴(勝訴) 平成30年6月18日提訴 警察庁の管理するデータベースの設置管理の瑕疵により暴力団組員と認定されて逮捕されたとして提訴 |
| 被疑者DNA型記録抹消等請求事件 | 1 | 東京地裁 H28(ワ)40017 | 平成28年11月18日提訴 誤認逮捕された原告が、逮捕時に作成された指紋記録等が保管され、内部利用されているなどとして提訴 |
| 地位確認等請求事件 | 1 | 岐阜地裁 H30(ワ)9 | 平成30年1月10日提訴 被保佐人を欠格条項とした警備業法の規定が違憲であるなどとして提訴 |
| 損害賠償請求事件 | 3 | 大阪地裁 H30(ワ)1315 | 平成30年2月15日提訴(勝訴) 元妻に対する暴行事件で大阪府警察に現行犯人逮捕されたことにつき、警察庁長官が指揮監督を適切に行っていないため逮捕等されたとして提訴 |
| 損害賠償請求事件 | 30 | 東京地裁 H30(ワ)14818 東京高裁 H30(ネ)4349 最高裁 H31(ネ)56 | 平成30年5月11日提訴(勝訴) 平成30年12月11日提訴(勝訴) 平成31年1月31日提訴 米軍の電磁波により体調不良となったと主張する原告が、自衛隊及び警察が被害を長期間除去しないのは違法であるなどとして、損害賠償請求等を求めて提訴 |

(単位：百万円)

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
|------------------|------|---------------------------|---|
| 損害賠償請求事件 | 1 | 横浜地裁横須賀支部 H30(ワ)150 | 平成30年6月12日提訴 国が神奈川県警横須賀警察署の指導・管理監督義務を怠ったために、同署警察官が民事介入し損害を受けたなどとして提訴 |
| 損害賠償請求事件 | 1 | 東京地裁 H30(ワ)21418 | 平成30年7月4日提訴 昭和47年に警部の階級で退職した元神奈川県警察の警察官が、階級により年金額に差をつける地方公務員等共済組合法は憲法違反であるなどとして提訴 |
| 国家賠償請求事件 | 5 | 名古屋地裁 H30(ワ)3020 | 平成30年7月24日提訴 暴行事件で愛知県警察に逮捕され無罪判決を受けた原告が、逮捕時に作成され、警察庁が整理保管するDNA型記録等の抹消を求めて提訴 |
| 損害賠償請求事件 | 1 | 東京地裁 H30(ワ)27891 | 平成30年8月30日提訴 一部不開示決定を不服として行政訴訟を提起した原告が、同決定を覆す証拠を提出したにもかかわらず、故意に裁判を継続させられたため、精神的苦痛を受けたとして提訴 |
| 国家賠償等請求事件 | 1 | 名古屋地裁 H30(ワ)5098 | 平成30年12月11日提訴 交通反則金制度の合憲性と、その法令に基づき活動する現場警察官に対する警察庁の管理不備により損害を受けたとして提訴 |
| 損害賠償請求事件 | 24 | 那覇地裁 H31(ワ)71 | 平成31年2月1日提訴 傷害事件で沖縄県警察に逮捕され無罪判決を受けた原告が、逮捕時に作成され、警察庁が整理保管する指掌紋・DNA型記録の抹消を求めて提訴 |
| 課徴金納付命令処分取消等請求訴訟 | 3 | 東京地方裁判所 平成27年(行ウ)第51号 | 金融庁長官による課徴金納付命令決定の取消しを求めるとともに、課徴金納付命令により、シンガポールにおいて投資運用業務が継続できなくなったなどと主張して、国家賠償を求めている事案 |
| 課徴金納付命令取消等請求訴訟 | 5 | 東京地方裁判所 平成29年(行ウ)第192号 | 金融庁長官による課徴金納付命令決定の取消しを求めるとともに、客観証拠に反する架空の事実を作出した違法な本件決定及びその公表などによって慰謝料、弁護士費用、逸失利益の損害が発生したと主張して、国家賠償を求めている事案 |
| 課徴金納付命令決定取消等請求訴訟 | 3 | 東京地方裁判所 平成30年(行ウ)第202号 | 金融庁長官による課徴金納付命令決定の無効確認(予備的に取消し)を求めるとともに、違法な本件処分により、今後数年上場申請を行えなくなったなどと主張して、国家賠償を求めている事案 |

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成31年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1百万円以上の件名を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 97,670 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 254,955 百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計

年度末の計数としている。

(2) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「退職給付引当金繰入額」において、退職給付引当金の戻入額（退職給付引当金減少額）178 百万円が計上されている。
- ・「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額（貸倒引当金減少額）97 百万円が計上されている。
- ・「資産処分損益」において、有形固定資産の処分益 791 百万円が計上されている。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、燃料を計上している。
- ・「未収金」には、価格協定等違反者納付金及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自動車損害賠償責任保険料の前払保険料等を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体への貸付金を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、価格協定等違反者納付金等の貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎敷地等に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎敷地の樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に庁舎に係る工作物を計上している。
- ・「船舶」には、警察用船舶を計上している。
- ・「航空機」には、警察用航空機を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の庁舎施設等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が 50 万円以上の物品（美術品については 300 万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェア仮勘定、特許権等については取得価格等、ソフトウェアについては取得に要した費用又は国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、沖縄振興開発金融公庫等に対する出資額を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、P F I 事業等に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、契約保証金として受け入れた見合いの額の残高を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源等に係る引当金を計上している。
- ・「他会計繰入未済金」には、年金特別会計へ繰り入れることとされている額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、リース債務等を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上して

いる。

- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものから施設整備支出にかかるものを控除した額を計上している。
- ・「委託費」には、遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費等を計上している。
- ・「支出金」には、対馬丸遭難学童遺族特別支出金を計上している。
- ・「分担金」には、国際刑事警察会議等分担金等を計上している。
- ・「拠出金」には、国際機関等拠出金等を計上している。
- ・「補給金」には、総合特区支援利子補給金等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」附則第10条第2項の規定による交通安全対策特別交付金の交付等の財源として特別会計に繰り入れた額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計への繰入」には、原子力安全規制対策に要する経費の財源として特別会計に繰り入れた額を計上している。
- ・「年金特別会計への繰入」には、児童手当等の給付に要する経費の一部の財源等として特別会計に繰り入れた額に発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「自動車安全特別会計への繰入」には、空港の整備に要する経費の財源として特別会計に繰り入れた額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
- ・「支払利息」には、PFI事業等に関して発生した利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産、無形固定資産の売却、除却及び有償譲渡により生じた損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、主管歳入の徴収決定済額から政府資産整理収入等を除いた額を計上している。
- ・「配賦財源」には、所管の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、省庁間等の無償所管換等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、主管歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、所管の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」

に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。

- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費」には、遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費等を計上している。
- ・「支出金」には、対馬丸遭難学童遺族特別支出金を計上している。
- ・「分担金」には、国際刑事警察会議等分担金等を計上している。
- ・「拋出金」には、国際機関等拋出金等を計上している。
- ・「補給金」には、総合特区支援助子補給金等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」附則第10条第2項の規定による交通安全対策特別交付金の交付等の財源として特別会計に繰り入れた額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計への繰入」には、原子力安全規制対策に要する経費の財源として特別会計に繰り入れた額を計上している。
- ・「年金特別会計への繰入」には、児童手当等の給付に要する経費の一部の財源等として特別会計に繰り入れた額を計上している。
- ・「自動車安全特別会計への繰入」には、空港の整備に要する経費の財源として特別会計に繰り入れた額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、災害援護貸付金を計上している。
- ・「出資による支出」には、日本医療研究開発機構に対する政府出資を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち立木竹の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち工作物の取得に係る支出を計上している。
- ・「船舶に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち船舶の取得に係る支出を計上している。
- ・「航空機に係る支出」には、前会計年度において、有形固定資産増加額のうち航空機の取得に係る支出を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち未完成資産等に係る経費を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、リース物件に係る支払額を計上している。
- ・「PFI債務の返済による支出」には、PFIに係る支払額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、リース債務及びPFI債務に係る利息の支払額を計上している。
- ・「財務収支」には、「リース債務の返済による支出」及び「PFI債務の返済による支出」、「利息の支払額」の合計額を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、契約保証金等一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計

上額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 重要な会計処理の誤謬の修正

前年度の貸借対照表の「物品」において、誤謬等により 2,036 百万円の過大計上となっていたため、本年度の貸借対照表の「物品」及び資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」において、それぞれ同額を修正計上している。

- ④ 「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について（平成 23 年 8 月 26 日閣議決定）に基づき国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力ホールディングス株式会社（平成 27 年度末までは東京電力株式会社）に対する求償については、内閣府一般会計においては、平成 30 年度末までに 178,431 百万円求償し、うち 47,851 百万円について既に支払いを受けている。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 本年度末残高 |
|--------------|--------|
| 政府預金（日本銀行預金） | 63 |
| 合計 | 63 |

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

| 種類 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | たな卸資産評価損 | 評価差額 | 本年度末残高 |
|----|--------|--------|--------|----------|------|--------|
| 燃料 | 0 | 3 | 3 | - | - | 0 |
| 合計 | 0 | 3 | 3 | - | - | 0 |

(注) 燃料については、販売を目的としていないことから、取得原価より平均原価法によって評価し、計上している。

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 相手先 | 本年度末残高 |
|-------------|----------|--------|
| 不動産売払債権 | 個人 | 4 |
| 物件貸付料債権 | 個人等 | 34 |
| 利息債権 | 個人等 | 2 |
| 返納金債権 | 個人等 | 0 |
| 損害賠償金債権 | 法人等 | 6 |
| 延滞金債権 | 法人等 | 9 |
| 価格協定等違反者納付金 | 価格協定等違反者 | 207 |
| 合計 | | 265 |

④ 貸付金の明細

(単位：百万円)

| 貸付先 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度末残高 | 貸付事由等 |
|--------|--------|--------|--------|--------|------------------------------|
| 地方公共団体 | 27,950 | 254 | 1,653 | 26,550 | 「災害弔慰金の支給等に関する法律」第12条に基づく貸付金 |
| 合計 | 27,950 | 254 | 1,653 | 26,550 | |

⑤ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

| 債権の種類 | 相手先 | 本年度末残高 | 債権の内容等 |
|------------------------------|---------------------|--------|----------------------------|
| 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に対する前渡不動産 | 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定 | 288 | 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産 |
| 合計 | | 288 | |

⑥ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|-----------|---------|---------|--------|----------|--------|--------|---|
| | 前年度末残高 | 本年度増減額 | 本年度末残高 | 前年度末残高 | 本年度増減額 | 本年度末残高 | |
| 未収金 | 1,363 | △ 1,098 | 265 | 40 | 80 | 121 | 徴収停止等債権については、全額を回収不能見込額として計上し、履行期限到来等債権については、過去3年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額又は個別債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。 |
| 徴収停止等債権 | - | - | - | - | - | - | |
| 履行期限到来等債権 | 226 | △ 11 | 214 | 40 | 80 | 121 | |
| 上記以外の債権 | 1,136 | △ 1,086 | 50 | - | - | - | |
| 貸付金 | 27,950 | △ 1,399 | 26,550 | - | - | - | |
| 徴収停止等債権 | - | - | - | - | - | - | |
| 履行期限到来等債権 | - | - | - | - | - | - | |
| 上記以外の債権 | 27,950 | △ 1,399 | 26,550 | - | - | - | |
| 合計 | 29,313 | △ 2,497 | 26,815 | 40 | 80 | 121 | |

⑦ 固定資産の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度減価償却額 | 評価差額 (本年度発生分) | 本年度末残高 |
|-----------------|-----------|--------|--------|----------|------------------|-----------|
| (有形固定資産) | | | | | | |
| 国有財産 (公共用財産を除く) | 979,509 | 10,961 | 6,499 | 20,112 | 32,516 | 996,375 |
| 行政財産 | 979,497 | 10,961 | 6,497 | 20,112 | 32,516 | 996,365 |
| 土地 | 723,077 | 24 | 2,977 | - | 32,421 | 752,546 |
| 立木竹 | 2,388 | 11 | 15 | - | 95 | 2,480 |
| 建物 | 168,115 | 2,434 | 394 | 7,067 | - | 163,087 |
| 工作物 | 71,590 | 4,156 | 436 | 9,451 | - | 65,858 |
| 船舶 | 2,879 | 0 | 0 | 485 | - | 2,395 |
| 航空機 | 8,606 | 1,664 | - | 3,107 | - | 7,163 |
| 建設仮勘定 | 2,838 | 2,669 | 2,672 | - | - | 2,834 |
| 普通財産 | 12 | 0 | 1 | 0 | - | 10 |
| 立木竹 | 0 | - | 0 | - | - | - |
| 建物 | 10 | 0 | 0 | 0 | - | 10 |
| 工作物 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| 船舶 | 1 | 0 | 1 | - | - | 0 |
| 航空機 | 0 | - | 0 | - | - | - |
| 物品 | 158,138 | 41,638 | 10,084 | 36,243 | - | 153,448 |
| 物品 (美術品を除く) | 157,507 | 41,350 | 10,012 | 36,144 | - | 152,700 |
| 美術品 | 347 | 71 | - | - | - | 419 |
| リース物件 | 283 | 216 | 71 | 99 | - | 328 |
| 小計 | 1,137,648 | 52,599 | 16,583 | 56,356 | 32,516 | 1,149,824 |
| (無形固定資産) | | | | | | |
| 国有財産 | 3 | 13 | 0 | - | △ 1 | 15 |
| 行政財産 | 3 | 13 | 0 | - | △ 1 | 15 |
| 著作権及び特許権等 | 3 | 13 | 0 | - | △ 1 | 15 |
| ソフトウェア | 4,782 | 1,349 | 0 | 1,824 | - | 4,306 |
| 電話加入権 | 3,590 | 12 | 59 | - | - | 3,544 |
| 小計 | 8,376 | 1,375 | 59 | 1,824 | △ 1 | 7,866 |
| 合計 | 1,146,025 | 53,975 | 16,643 | 58,181 | 32,515 | 1,157,691 |

⑧ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

| 法人名等 | 前年度末残高 | 評価差額の戻入 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 評価差額(本年度発生分) | 強制評価減 | 本年度末残高 |
|--------------------|----------------|-----------------|---------------|----------|---------------|----------|----------------|
| 【市場価格のないもの】 | | | | | | | |
| ○公庫 | | | | | | | |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 68,470 | △ 30,669 | 300 | - | 30,269 | - | 68,370 |
| ○認可法人 | | | | | | | |
| 預金保険機構 | | | | | | | |
| (一般勘定) | 150 | △ 150 | - | - | 150 | - | 150 |
| (東日本大震災事業者再生支援勘定) | 18,676 | 3 | - | - | △ 2 | - | 18,677 |
| (地域経済活性化支援勘定) | 2,992 | 7 | - | - | △ 12 | - | 2,987 |
| ○独立行政法人 | | | | | | | |
| 国立公文書館 | 4,221 | 2,958 | - | - | △ 3,088 | - | 4,091 |
| 国民生活センター | 8,040 | 861 | - | - | △ 1,397 | - | 7,503 |
| 北方領土問題対策協会 | | | | | | | |
| (一般業務勘定) | 689 | △ 433 | - | - | 136 | - | 392 |
| ○国立研究開発法人 | | | | | | | |
| 日本医療研究開発機構 | 86,780 | △ 1,780 | 25,000 | - | 4,046 | - | 114,046 |
| 合計 | 190,021 | △ 29,203 | 25,300 | - | 30,099 | - | 216,218 |

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

| 出資先 | 資産(A) | 負債(B) | 純資産額(C=A-B) | 資本金(D) | 一般会計からの出資累計額(E) | 出資割合(F=E/D) % | 純資産額による算出額(G=C×F) | 貸借対照表計上額(国有財産台帳価格) | 使用財務諸表 |
|-------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-----------------|---------------|-------------------|--------------------|--------|
| ○公庫 | | | | | | | | | |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 893,276 | 813,558 | 79,718 | 78,323 | 67,173 | 85.76% | 68,370 | 68,370 | 法定財務諸表 |
| ○認可法人 | | | | | | | | | |
| 預金保険機構 | | | | | | | | | |
| (一般勘定) | 3,989,311 | 3,988,856 | 455 | 455 | 150 | 32.96% | 150 | 150 | 法定財務諸表 |
| (東日本大震災事業者再生支援勘定) | 28,016 | 0 | 28,016 | 28,020 | 18,680 | 66.66% | 18,677 | 18,677 | 法定財務諸表 |
| (地域経済活性化支援勘定) | 12,647 | 9,660 | 2,987 | 3,000 | 3,000 | 100.00% | 2,987 | 2,987 | 法定財務諸表 |
| ○独立行政法人 | | | | | | | | | |
| 国立公文書館 | 4,876 | 784 | 4,091 | 7,179 | 7,179 | 100.00% | 4,091 | 4,091 | 法定財務諸表 |
| 国民生活センター | 9,855 | 2,351 | 7,503 | 8,901 | 8,901 | 100.00% | 7,503 | 7,503 | 法定財務諸表 |
| 北方領土問題対策協会 | | | | | | | | | |
| (一般業務勘定) | 643 | 251 | 392 | 256 | 256 | 100.00% | 392 | 392 | 法定財務諸表 |
| ○国立研究開発法人 | | | | | | | | | |
| 日本医療研究開発機構 | 133,128 | 19,081 | 114,046 | 110,000 | 110,000 | 100.00% | 114,046 | 114,046 | 法定財務諸表 |
| 合計 | 5,071,756 | 4,834,546 | 237,210 | 236,136 | 215,341 | - | 216,218 | 216,218 | |

(注) 以下の出資金については、本年度もしくは過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

| 出資先 | 一般会計からの出資累計額 | 貸借対照表計上額 | 資産評価差額 | 強制評価減実施累計額 | 強制評価減実施年度 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| ○公庫 | | | | | |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 67,173 | 68,370 | 30,269 | 29,072 | 平成14年度 |
| ○認可法人 | | | | | |
| 預金保険機構 | | | | | |
| (一般勘定) | 150 | 150 | 150 | 150 | 平成13年度 |
| 合計 | 67,323 | 68,520 | 30,419 | 29,222 | |

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 相手先 | 本年度末残高 |
|----------------|--------|--------|
| 児童手当 | 職員 | 149 |
| 対馬丸遭難学童遺族特別支出金 | 個人 | 0 |
| 公務災害補償費 | 職員等 | 15 |
| 利子補給金 | 指定金融機関 | 1,475 |
| PFI事業 | 法人 | 12,637 |
| 国際学術連合会議等分担金 | 学術団体 | 27 |
| 合計 | | 14,305 |

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 前年度末残高 | 本年度取崩額 | 本年度増加額 | 本年度末残高 |
|-------------------|---------|--------|--------|---------|
| 退職手当に係る引当金 | 120,778 | 10,975 | 11,857 | 121,660 |
| 整理資源に係る引当金 | 39,413 | 3,767 | 1,051 | 36,697 |
| 国家公務員災害補償年金に係る引当金 | 1,575 | 139 | 14 | 1,450 |
| 合計 | 161,768 | 14,883 | 12,923 | 159,808 |

(注1) 退職手当に係る引当金の本年度取崩額10,975百万円のうち、3百万円は、平成30年度において一般会計から東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

(注2) 退職手当に係る引当金の本年度増加額11,857百万円のうち、19百万円は、平成30年度において東日本大震災復興特別会計から一般会計に職員が異動したことによる増加額である。

③ 他会計繰入未済金の明細

(単位：百万円)

| 債務の種類 | 相手先 | 本年度末残高 |
|-----------|--------|---------|
| 児童手当国庫負担金 | 年金特別会計 | 171,167 |
| 合計 | | 171,167 |

④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

| 債務の種類 | 相手先 | 本年度末残高 |
|---|---------------------|--------|
| リース債務 | 法人 | 7,613 |
| 未渡不動産 | 財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定 | 12,545 |
| 東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣府一般会計が負担する退職給付引当金相当額 | 東日本大震災復興特別会計 | 97 |
| 合計 | | 20,256 |

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

| | 内閣本府 | 地方創生推進事務局 | 知的財産戦略推進事務局 | 宇宙開発戦略推進事務局 | 北方対策本部 | 子ども・子育て本部 | 総合海洋政策推進事務局 | 国際平和協力本部 | 日本学術会議 |
|---------------------|----------------|---------------|-------------|---------------|--------------|------------------|--------------|------------|------------|
| 人件費 | 15,874 | 76 | 43 | 184 | 103 | 212 | 15 | 235 | 361 |
| 賞与引当金繰入額 | 893 | 4 | 2 | 13 | 9 | 19 | 2 | 17 | 33 |
| 退職給付引当金繰入額 | 1,587 | 17 | 1 | 4 | △ 2 | △ 2 | 0 | △ 8 | 81 |
| 補助金等 | 129,327 | 78,840 | - | - | 123 | 874 | 4,309 | - | - |
| 委託費 | 42,788 | 545 | - | 14,545 | - | - | - | - | - |
| 支出金 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 分担金 | - | - | - | - | - | - | - | - | 106 |
| 拠出金 | 686 | - | - | - | - | 7 | - | - | - |
| 補給金 | 523 | 430 | - | - | - | - | 21 | - | - |
| 独立行政法人運営費交付金 | 2,044 | - | - | - | 1,322 | - | - | - | - |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| エネルギー対策特別会計への繰入 | 8,220 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 年金特別会計への繰入 | - | - | - | - | - | 2,078,865 | - | - | - |
| 自動車安全特別会計への繰入 | 47,202 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 庁費等 | 29,782 | 75 | 54 | 6,675 | 38 | 136 | 51 | 144 | 148 |
| その他の経費 | 2,196 | 37 | 65 | 86 | 35 | 89 | 51 | 16 | 265 |
| 減価償却費 | 3,625 | - | - | 7,585 | - | 37 | - | 2 | 0 |
| 貸倒引当金繰入額 | 49 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 支払利息 | 109 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 資産処分損益 | 69 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 本年度業務費用合計 | 284,983 | 80,029 | 166 | 29,095 | 1,630 | 2,080,240 | 4,452 | 408 | 997 |

(単位：百万円)

| | 官民人材交流センター | 沖縄総合事務局 | 宮内庁 | 公正取引委員会 | 警察庁 | 個人情報保護委員会 | 金融庁 | 消費者庁 | 合計 |
|---------------------|------------|---------------|---------------|---------------|----------------|--------------|---------------|---------------|------------------|
| 人件費 | 159 | 6,120 | 8,928 | 7,377 | 75,729 | 900 | 15,555 | 3,114 | 134,993 |
| 賞与引当金繰入額 | 15 | 506 | 649 | 541 | 5,652 | 92 | 1,087 | 235 | 9,778 |
| 退職給付引当金繰入額 | 17 | 42 | 534 | 518 | 9,259 | 31 | 713 | 112 | 12,907 |
| 補助金等 | - | - | - | - | 69,004 | - | 49 | 2,978 | 285,508 |
| 委託費 | 22 | - | - | 402 | - | 656 | 21 | 80 | 59,062 |
| 支出金 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 |
| 分担金 | - | - | - | 0 | 922 | - | 47 | - | 1,077 |
| 拠出金 | - | - | - | - | - | 0 | 216 | 23 | 934 |
| 補給金 | - | - | - | - | - | - | - | - | 975 |
| 独立行政法人運営費交付金 | - | - | - | - | - | - | - | 4,196 | 7,562 |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入 | - | - | - | - | 50,828 | - | - | - | 50,828 |
| エネルギー対策特別会計への繰入 | - | - | - | - | - | - | - | - | 8,220 |
| 年金特別会計への繰入 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,078,865 |
| 自動車安全特別会計への繰入 | - | - | - | - | - | - | - | - | 47,202 |
| 庁費等 | 19 | 2,601 | 693 | 963 | 74,759 | 1,428 | 4,145 | 1,803 | 123,522 |
| その他の経費 | 13 | 1,575 | 63 | 322 | 13,346 | 66 | 1,029 | 107 | 19,371 |
| 減価償却費 | - | 215 | 107 | 79 | 44,966 | 8 | 1,545 | 5 | 58,181 |
| 貸倒引当金繰入額 | - | - | - | 80 | 0 | - | - | - | 130 |
| 支払利息 | - | - | - | 1 | 187 | - | - | - | 299 |
| 資産処分損益 | - | △ 1 | 0 | 0 | 1,871 | - | △ 1 | - | 1,939 |
| 本年度業務費用合計 | 247 | 11,060 | 10,977 | 10,288 | 346,528 | 3,184 | 24,410 | 12,658 | 2,901,361 |

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-----------------------|---------------------------------|--------|---|
| <補助金> | | | |
| 原子力災害対策事業費補助金 | 原子力発電施設所在都道府県等 | 7,044 | 原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において、早期の避難が困難である住民等が一時的に待避する施設等を対象とした放射性物質等の防護対策に要する経費に対する補助 |
| 被災者生活再建支援金補助金 | 公益財団法人都道府県センター | 12,031 | 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給される被災者生活再建支援金に対する補助 |
| 特定地震防災対策施設運営費補助金 | 兵庫県 | 251 | 特定地震防災対策施設の運営に要する経費に対する補助 |
| 対馬丸平和祈念事業推進費補助金 | 沖縄県 | 19 | 対馬丸事件を後世に伝え、対馬丸遭難学童への哀悼と平和を祈念するための事業に要する経費に対する補助 |
| 沖縄科学技術大学院大学学園補助金 | 沖縄科学技術大学院大学学園 | 15,737 | 「沖縄科学技術大学院大学学術法」第8条により、業務に要する経費についての補助 |
| 沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金 | 沖縄科学技術大学院大学学園 | 4,174 | 沖縄科学技術大学院大学学園において世界最高水準の教育研究を行うために必要な施設の整備を行う経費に対する補助 |
| 駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金 | 市町村等 | 28 | 関係市町村等が実施する跡地利用推進のために必要不可欠な事業に対する補助 |
| 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金 | 市町村等 | 2,750 | 北部地域の更なる連携を促進するための振興事業に要する経費に対する補助 |
| 沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金 | 沖縄県、市町村等 | 1,155 | 沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するために必要な経費に対する補助 |
| 沖縄離島活性化推進事業費補助金 | 市町村 | 683 | 厳しい自然的条件に置かれている沖縄の離島市町村の先導的な事業に要する経費に対する補助 |
| 沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金 | 民間団体 | 1,040 | 沖縄の国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する、先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業及び沖縄で付加価値を付ける物流事業に要する経費に対する補助 |
| 沖縄雇用促進・人材育成等推進事業費補助金 | 国立大学法人琉球大学、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 | 222 | 沖縄における人材育成を促進するために必要な経費に対する補助 |
| 民間資金等活用事業調査費補助金 | 都道府県 | 147 | 公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進する経費に対する補助 |
| 地方創生支援事業費補助金 | 地方公共団体、民間団体、学校法人等 | 713 | 自体SDGs（持続可能な開発目標）の推進、地方創生カレッジ事業、地方と東京圏の大学生の対流促進に要する経費に対する補助 |
| 北方地域旧漁業権者等貸付事業費補助金 | 独立行政法人北方領土問題対策協会 | 123 | 「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」（昭和36年法律第162号）に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする独立行政法人北方領土問題対策協会の北方地域旧漁業権者等貸付事業を補助するために必要な経費に対する補助 |
| 警察共済組合特定健康診査・保健指導補助金 | 警察共済組合 | 3 | 「地方公務員等共済組合法」第113条の規定により警察共済組合に要する経費の一部を補助 |
| 都道府県警察施設整備費補助金 | 都道府県 | 26,406 | 「警察法」第37条の規定により都道府県警察に要する経費の一部を補助 |
| 千葉県警察成田国際空港警備隊費補助金 | 千葉県 | 11,878 | 「警察法」第37条の規定により都道府県警察に要する経費の一部を補助 |
| 都道府県警察費補助金 | 都道府県 | 30,318 | 「警察法」第37条の規定により都道府県警察に要する経費の一部を補助 |
| 都道府県警察施設災害復旧費補助金 | 都道府県 | 396 | 「警察法」第37条の規定により都道府県警察に要する経費の一部を補助 |
| 自然災害被災者債務整理支援事業費補助金 | 一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 | 49 | 自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費等に対する補助 |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|---------------------|----------|---------|--|
| <負担金> | | | |
| 災害救助費等負担金 | 都道府県 | 16,369 | 1.「災害救助法」第21条により、都道府県が災害援助等の支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において負担 2.「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第168条により、地方公共団体が災害援助等に支弁したもので政令に定めるものについて負担 |
| 災害弔慰金等負担金 | 都道府県 | 648 | 「災害弔慰金の支給に関する法律」第7条2項により、市町村が支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費の一部を負担 |
| <交付金> | | | |
| 不発弾等処理交付金 | 沖縄県 | 2,770 | 不発弾等の処理を行う県及び市町村に対して交付 |
| 沖縄振興特別推進交付金 | 沖縄県 | 62,636 | 沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で交付（「沖縄振興特別措置法」第105条の3第2項） |
| 拠点返還地跡地利用推進交付金 | 市町村（沖縄県） | 162 | 拠点返還地が所在する市町村が取り組む拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に対する交付 |
| 地域女性活躍推進交付金 | 地方公共団体 | 321 | 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に実施するため、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組の支援に対する交付 |
| 性犯罪・性暴力被害者支援交付金 | 地方公共団体 | 169 | 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、その開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援を促進する取組に対する交付 |
| 地域子供の未来応援交付金 | 地方公共団体 | 248 | 多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を立ち上げ実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立（地域ネットワーク形成）する地方公共団体の取組に対する交付 |
| 地方創生推進交付金 | 地方公共団体 | 53,015 | 「地域再生法」第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の実施を支援するために必要な経費を交付 |
| 地方創生拠点整備交付金 | 地方公共団体 | 25,481 | 「地域再生法」第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業及びそれと一体となって整備される未来への投資につながる施設の新築、増築及び改築等の実施を支援するために必要な経費を交付 |
| 地方大学・地域産業創生交付金 | 地方公共団体 | 343 | 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」第11条の規定による魅力ある地方大学及び地域産業を創生するための取組に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金の交付 |
| 地域少子化対策重点推進交付金 | 地方公共団体 | 874 | 地域における少子化対策強化に要する経費の地方公共団体に対する交付金の交付 |
| 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 | 地方公共団体 | 4,309 | 特定有人国境離島地域を有する地方公共団体等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要経費の一部を交付 |
| 地方消費者行政推進交付金 | 都道府県 | 1,093 | 消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、必要経費を交付 |
| 地方消費者行政強化交付金 | 都道府県 | 1,885 | 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進及び消費生活相談体制の維持・充実等による消費者行政推進に必要な経費を交付 |
| 合計 | | 285,508 | |

(3) 委託費の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|----------------------|--------|--------|---|
| 拉致被害者等生活相談等事務委託費 | 地方公共団体 | 3 | 帰国被害者等の円滑な社会適応・早期自立促進のための派遣形式による研修等の実施事務の委託 |
| 社会保障・税番号制度システム開発等委託費 | 民間団体等 | 7,343 | 社会保障・税番号制度のシステムの開発等を委託 |
| 経済調査等委託費（経済財政） | 民間団体 | 2 | 中長期の経済運営の企画立案等に必要な基礎資料収集調査等 |
| 地域創生支援委託費 | 民間団体等 | 189 | 地域活性化を図るための施策を推進するための委託 |
| 科学技術基礎調査等委託費 | 民間団体等 | 627 | 総合科学技術・イノベーション会議及び、原子力委員会の審議等に資する調査の委託 |
| 科学技術イノベーション創造推進委託費 | 民間団体等 | 642 | 戦略的イノベーション創造プログラムに係る調査等の委託 |
| 遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費 | 民間団体等 | 32,578 | 遺棄化学兵器の廃棄処理に必要な発掘回収等の委託 |
| 沖縄振興開発調査委託費 | 民間団体等 | 239 | 今後の沖縄振興につなげるため、駐留軍用地跡地に関する調査、本土企業等による沖縄への投資・進出を促し、沖縄県の産業振興や雇用創出等、県民生活の豊かさ向上につなげるための企業誘致促進プログラム等の実施等 |
| 鉄軌道等導入課題詳細調査委託費 | 民間団体等 | 97 | 沖縄県の交通体系については、様々な課題を抱えているため、鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システムの導入に向けた諸課題について詳細調査 |
| 沖縄型産業中核人材育成事業委託費 | 民間団体等 | 326 | 沖縄県内において、業界団体等が主体となつて必要な知識・スキルを体系化し、人材育成カリキュラムの開発及び研修等を実施するための事業に係る委託 |
| 交通環境等改善調査委託費 | 民間団体等 | 274 | 沖縄の深刻な交通渋滞への取組の一環として、自家用車に過度に依存しない、住民にも観光客にも利用しやすかつ魅力的な交通環境の創造に向けた、戦略的な展開を図るための調査の委託 |
| 所有者不明土地実態調査等委託費 | 沖縄県 | 93 | 沖縄県における所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、所有者不明土地の範囲の確定、実態の把握、真の所有者の探索等に係る調査 |
| 位置境界明確化調査等委託費 | 沖縄県 | 6 | 「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」第25条及び同法施行令第16条第3項の規定に基づき沖縄県知事が行う位置境界明確化調査等 |
| 沖縄振興推進調査委託費 | 民間団体等 | 36 | 沖縄の振興開発を進める上で重要な諸課題について、迅速に適切な解決策や展開方策等を検討することが可能となるよう、駐留軍用地実地調査等 |
| 食品健康影響評価技術研究委託費 | 民間団体等 | 175 | 食品健康影響評価の的確な実施に資するための評価基準の策定等に関する研究の委託 |
| 経済調査等地方公共団体委託費 | 地方公共団体 | 21 | 各種経済政策の基礎となる国民所得等の調査ならびに国民経済計算体系の整備促進のための調査 |
| 経済調査等委託費（研究所） | 民間団体等 | 128 | 国際共同研究の推進のための経費 |
| 地方創生推進委託費 | 民間団体等 | 545 | 地域活性化に資する施策に関する調査分析の委託 |
| 宇宙開発利用推進調査委託費 | 民間団体等 | 396 | 宇宙開発利用推進に資する施策に関する調査分析の委託 |
| 実用準天頂衛星システム開発等委託費 | 民間団体等 | 14,148 | 「宇宙基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）に基づき、実用準天頂衛星システムのうち、衛星システムの開発整備の委託 |
| 応募認定退職者等再就職支援委託費 | 民間団体 | 22 | 早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者に対して再就職支援実施事務の委託 |
| 消費税転嫁等対策委託費 | 民間団体 | 369 | 消費税の転嫁拒否等の調査に係る業務の委託 |
| 競争政策推進委託費 | 民間団体 | 32 | 競争政策の普及・啓発に係る業務の委託 |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|----------------------|----------------|--------|-------------------------|
| 社会保障・税番号制度システム開発等委託費 | 民間団体 | 656 | 社会保障・税番号制度システム開発事業 |
| 国際会計基準事務委託費 | 公益財団法人財務会計基準機構 | 21 | 国際会計基準審議会等の議論への対応事務等の委託 |
| 消費者政策委託費 | 民間団体等 | 80 | 電子商取引モニタリング事業 |
| 合計 | | 59,062 | |

(4) 支出金の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|----------------|---------|----|-----------------------------------|
| 対馬丸遭難学童遺族特別支出金 | 遭難学童の遺族 | 2 | 学童疎開船対馬丸の遭難に伴う死没学童の遺族に対し支給する特別支出金 |
| 合計 | | 2 | |

(5) 分担金の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|---------------|------------------|-------|-------------------------------------|
| 国際学術連合会議等分担金 | 学術団体 | 106 | 国際学術連合会議定款第XII章第41条等 |
| 国際競争組織分担金 | 国際競争ネットワーク (ICN) | 0 | 国際競争ネットワーク (ICN) 運営のために必要な経費の分担金の負担 |
| 国際刑事警察会議等分担金 | 国際刑事警察機構等 | 922 | 「国際刑事警察機構憲章」第38条の規定等による分担金の負担 |
| 証券監督者国際機構等分担金 | 証券監督者国際機構等 | 47 | 「証券監督者国際機構規約」第26条等による分担金の負担 |
| 合計 | | 1,077 | |

(6) 拠出金の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|--------------------|---------------|-----|--|
| 国際機関等拠出金 | 国際機関等 | 500 | 国際機関等と協力し日本関連のシンポジウム等を開催して、日本理解の促進を図るために必要な経費の拠出 |
| 経済協力開発機構拠出金 | 経済協力開発機構 | 41 | 経済協力開発機構による東南アジア各国に対する経済審査及び生産性に関するグローバルフォーラムの運営並びに国際原子力エネルギー協力フレームワーク (IFNEC) が、経済協力開発機構原子力機関 (OECD/NEA) を事務局として活動するために要する経費の拠出 |
| 国際防災戦略事務局拠出金 | 国際防災戦略事務局 | 88 | 国際連合 (国際防災戦略 (UNISDR)) 主催の国際防災世界会議の成果評価活動及び新たな国際的な防災政策の指針・枠組策定に要する経費の拠出 |
| 政府開発援助世界保健機関拠出金 | 世界保健機関 | 56 | 野口英世アフリカ賞受賞者を推薦する推薦委員会 (医療分野) の事務に対する拠出 |
| 経済協力開発機構拠出金 | 経済協力開発機構 | 7 | 幼児教育・保育施設に関する調査に要する経費の拠出 |
| 国際機関等拠出金 | 国際機関等 | 0 | アジア太平洋プライバシー執行機関 (APPA) への参加に必要な経費の拠出 |
| 監査監督機関国際フォーラム拠出金 | 監査監督機関国際フォーラム | 91 | 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の常設事務局及びその後の円滑な運営のために要する経費の拠出 |
| 政府開発援助経済協力開発機構等拠出金 | 経済協力開発機構等 | 125 | 経済協力開発機構が行う非加盟国 (特にアジア新興市場国) に対する金融セクター改革のための技術支援等に必要な資金等に係る拠出 |
| 経済協力開発機構拠出金 | 経済協力開発機構 | 23 | 消費者政策委員会 (OECD/CCP) が行う消費者保護問題に関わるプロジェクト事業のために必要な経費の拠出 |
| 合計 | | 934 | |

(7) 補給金の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-----------------------|-----------------|-----|---|
| 沖縄振興開発金融公庫補給金 | 特殊法人沖縄振興開発金融公庫 | 523 | 沖縄振興開発金融公庫の業務の円滑な運営に資するための補給金 |
| 地域再生支援利子補給金 | 内閣総理大臣が指定する金融機関 | 198 | 「地域再生法」第14条及び第15条に基づき、事業者に対し指定金融機関が行う融資に対する利子補給金 |
| 総合特区支援利子補給金 | 内閣総理大臣が指定する金融機関 | 231 | 「総合特別区域法」第28条及び第56条に基づき、事業者に対し指定金融機関が行う融資に対する利子補給金 |
| 国家戦略特区支援利子補給金 | 内閣総理大臣が指定する金融機関 | 0 | 「国家戦略特別区域法」第28条に基づき、事業者に対し指定金融機関が行う融資に対する利子補給金 |
| 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金 | 内閣総理大臣が指定する金融機関 | 21 | 特定有人国境離島地域において創業または事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関等に対する利子補給金 |
| 合計 | | 975 | |

(8) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

| 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|------------|-------|--|
| 国立公文書館 | 2,044 | 「独立行政法人通則法」第46条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付 |
| 北方領土問題対策協会 | 1,322 | 同上 |
| 国民生活センター | 4,196 | 同上 |
| 合計 | 7,562 | |

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

| 款 | 項 | 相手先 | 金額 |
|----------|--------------------------------|-----------|--------|
| 官業収入 | 病院収入 | | 31 |
| | 小計 | | 31 |
| 回収金等収入 | 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 | | 270 |
| | 小計 | | 270 |
| 国有財産利用収入 | 国有財産貸付収入 | | 1,184 |
| | 国有財産使用収入 | | 824 |
| | 小計 | | 2,008 |
| 納付金 | 雑納付金 | 法人等 | 16,618 |
| | 小計 | | 16,618 |
| 諸収入 | 特別会計受入金 | 自動車安全特別会計 | 120 |
| | 許可及手数料 | | 254 |
| | 懲罰及没収金 | | 50,828 |
| | 弁償及返納金 | | 5,807 |
| | 東日本大震災復興弁償及返納金 | | 2 |
| | 物品売払収入 | | 5 |
| | 雑入 | | 173 |
| | 小計 | | 57,191 |
| 合計 | | | 76,120 |

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 相手先 | 金額 | 資産等の内容 | 所管換等の理由 | 備考 |
|------------------------------|---------------------|---------|---------|---------|----|
| 資産の無償所管換等 (受) | 財務省一般会計 | 1,293 | 土地等 | 所管換等 | |
| | 国土交通省一般会計 | 26 | 土地等 | 所管換 | |
| | 小計 | 1,319 | | | |
| 資産の無償所管換等 (渡) | 財務省一般会計 | △ 2,952 | 土地等 | 引継等 | |
| | 文部科学省一般会計 | △ 63 | 建物 | 所管換 | |
| | 東日本大震災復興特別会計 | △ 2 | その他の債務等 | 所管換 | |
| | 小計 | △ 3,019 | | | |
| 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産差額 | 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定 | △ 908 | | | |
| | 小計 | △ 908 | | | |
| 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産差額 | 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定 | △ 184 | | | |
| | 小計 | △ 184 | | | |
| 誤謬訂正 | | △ 148 | 土地、工作物等 | 誤謬訂正 | |
| | | △ 3,718 | 物品等 | 誤謬訂正 | |
| | 小計 | △ 3,866 | | | |
| その他 | | △ 35 | 土地 | 実測等 | |
| | | △ 0 | 建物 | 報告漏れ等 | |
| | | △ 16 | 工作物等 | 報告漏れ等 | |
| | | 1,681 | 物品 | 報告漏れ等 | |
| | 小計 | 1,628 | | | |
| 合計 | | △ 5,028 | | | |

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 評価差額の戻入 | 本年度発生額 | 本年度増減額 | 評価差額の発生原因 |
|----------------|----------|--------|--------|-------------|
| 有形固定資産 | | | | |
| 国有財産（公共用財産を除く） | - | 32,516 | 32,516 | |
| 行政財産 | - | 32,516 | 32,516 | |
| 土地 | - | 32,421 | 32,421 | 国有財産台帳の価格改定 |
| 立木竹 | - | 95 | 95 | 国有財産台帳の価格改定 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 国有財産 | - | △ 1 | △ 1 | |
| 行政財産 | - | △ 1 | △ 1 | |
| 特許権等 | - | △ 1 | △ 1 | 国有財産台帳の価格改定 |
| 出資金 | | | | |
| (市場価格のないもの) | △ 29,203 | 30,099 | 896 | 国有財産台帳の価格改定 |
| 合計 | △ 29,203 | 62,615 | 33,411 | |

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

| 款 | 項 | 相手先 | 金額 |
|----------|--------------------------------|-----------|--------|
| 官業収入 | 病院収入 | | 31 |
| | 小計 | | 31 |
| 国有財産処分収入 | 国有財産売却収入 | | 1,347 |
| | 小計 | | 1,347 |
| 回収金等収入 | 貸付金等回収金収入 | | 1,604 |
| | 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 | | 270 |
| | 小計 | | 1,874 |
| 国有財産利用収入 | 国有財産貸付収入 | | 1,185 |
| | 国有財産使用収入 | | 824 |
| | 小計 | | 2,010 |
| 納付金 | 雑納付金 | 法人等 | 17,711 |
| | 小計 | | 17,711 |
| 諸収入 | 特別会計受入金 | 自動車安全特別会計 | 120 |
| | 許可及手数料 | | 254 |
| | 懲罰及没収金 | | 50,828 |
| | 弁償及返納金 | | 5,814 |
| | 東日本大震災復興弁償及返納金 | | 2 |
| | 物品売却収入 | | 203 |
| | 東日本大震災復興物品売却収入 | | 4 |
| | 雑入 | | 165 |
| | 小計 | | 57,393 |
| 合計 | | | 80,369 |

(2) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 金額 |
|--------|----|
| 前年度末残高 | 56 |
| 本年度受入 | 98 |
| 本年度払出 | 91 |
| 本年度末残高 | 63 |

参考情報

1 内閣府の所掌する業務の概要

内閣府は、内閣機能強化の観点から、「内閣官房を助けて内閣の重要施策に関する企画立案及び総合調整」、「内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務の処理」等を行うことを任務とする機関であり、内閣府本府の他、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、金融庁及び消費者庁という外局等から構成されています。

なお、所掌事務は、次のとおりです。

【内閣府本府】

内閣府本府は、本府、重要施策に関する会議（中央防災会議等）、特別の機関（北方対策本部等）及び地方支分部局（沖縄総合事務局）等からなり、主な事務として、短期及び中期の経済運営、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に係る施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進及び災害からの国民の保護等に関する企画及び立案並びに総合調整を行っています。

【宮内庁】

宮内庁は、皇室関係の国家事務及び天皇の国事に関する行為に係る事務等を処理しています。

【公正取引委員会】

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された機関で、独占禁止法の補完法である下請法の運用も行っています。

【国家公安委員会・警察庁】

国家公安委員会は、警察庁を管理（大綱方針を定め、それに即して監督すること）し、警察庁は、広域組織犯罪に対処するための警察の態勢、犯罪鑑識、犯罪統計等警察庁の所掌事務について都道府県警察を指揮監督しています。

【個人情報保護委員会】

個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法第 57 号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いの確保を図ることを任務としています。

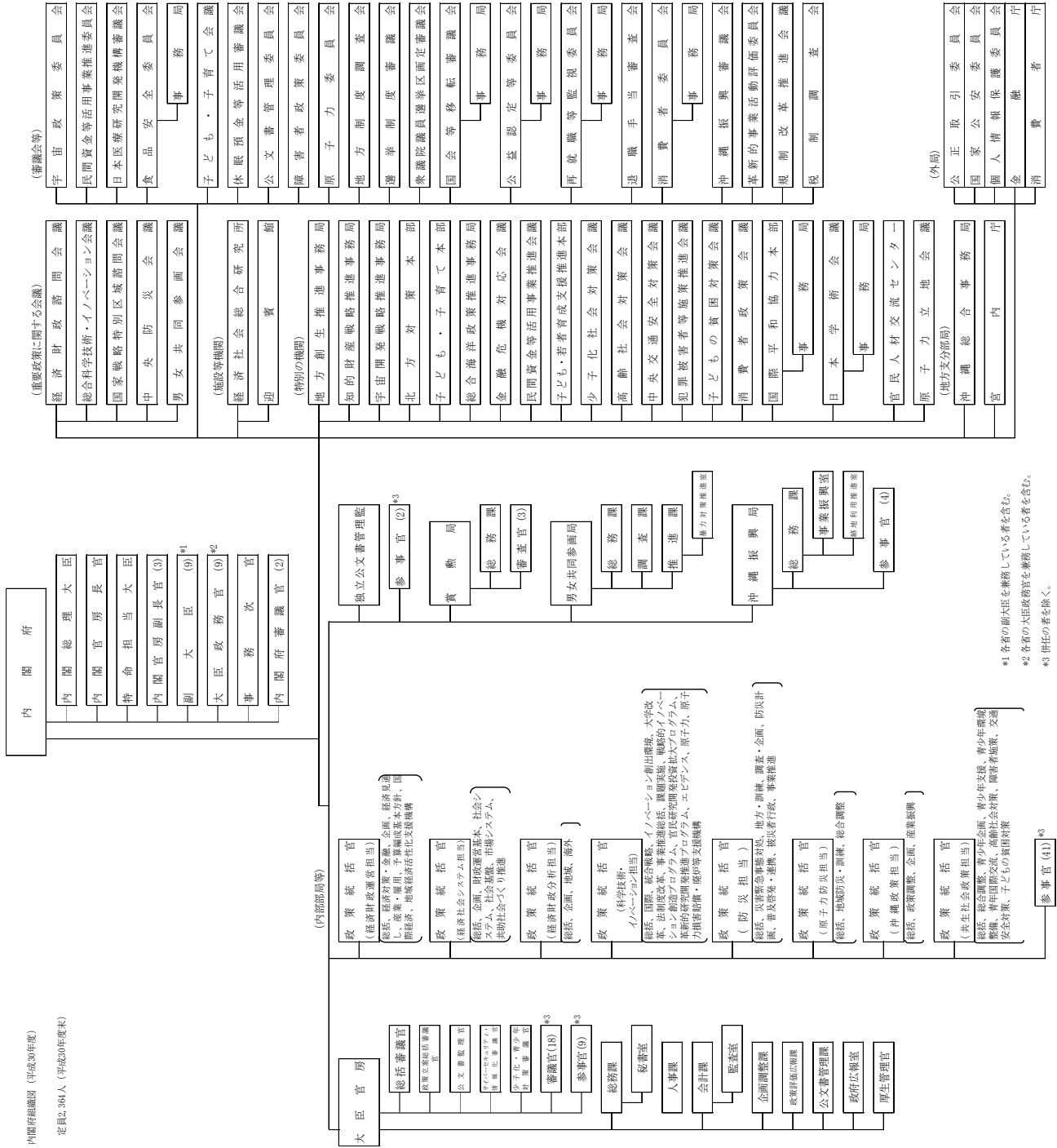
【金融庁】

金融庁は、金融制度に関する企画立案や、銀行、保険会社、証券会社等に対する検査・監督等を通じて、わが国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑化を図っています。

【消費者庁】

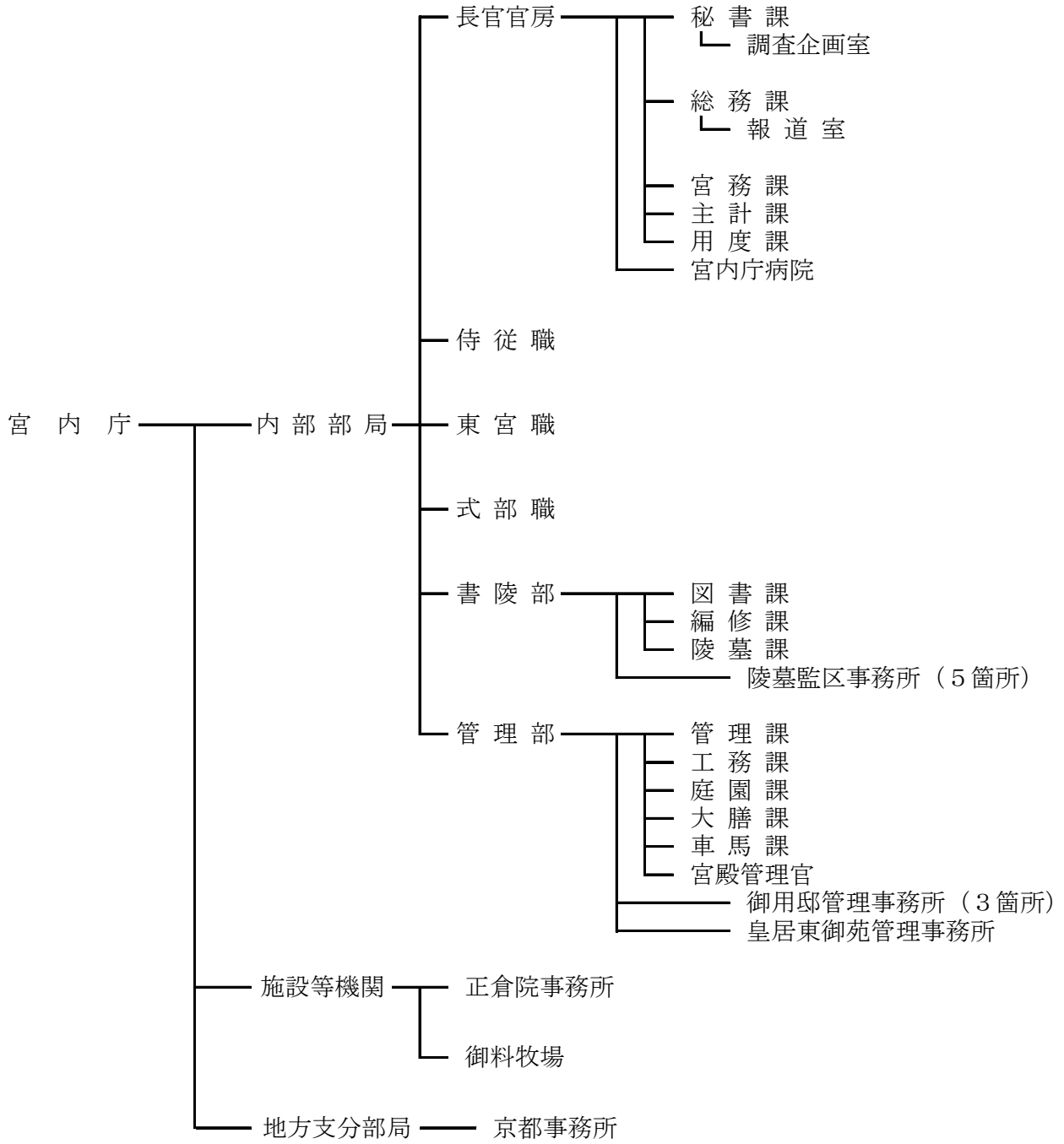
消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行っています。

2 内閣府の組織及び定員



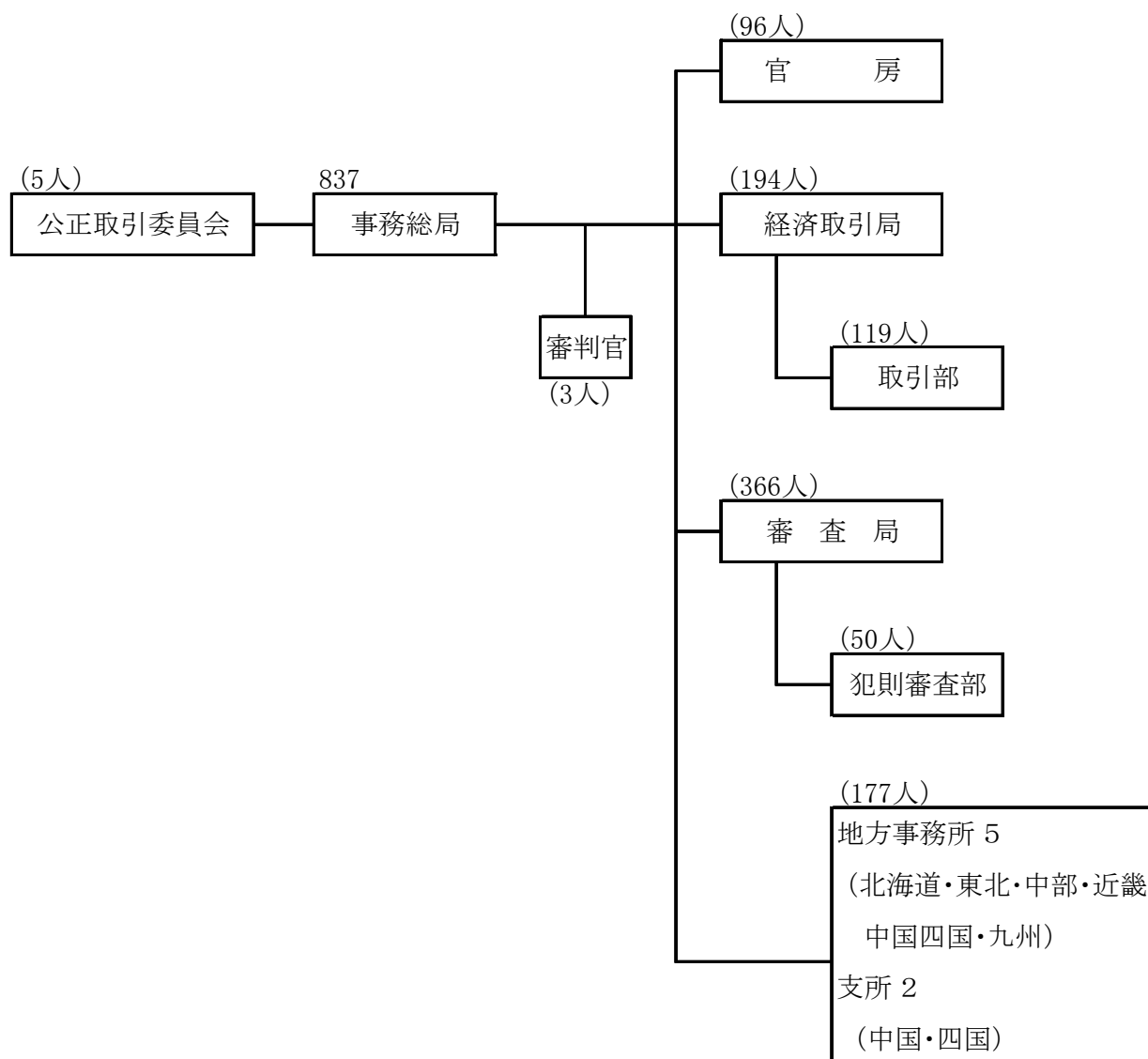
宮内庁組織図（平成30年度末）

年度末定員 1,027人



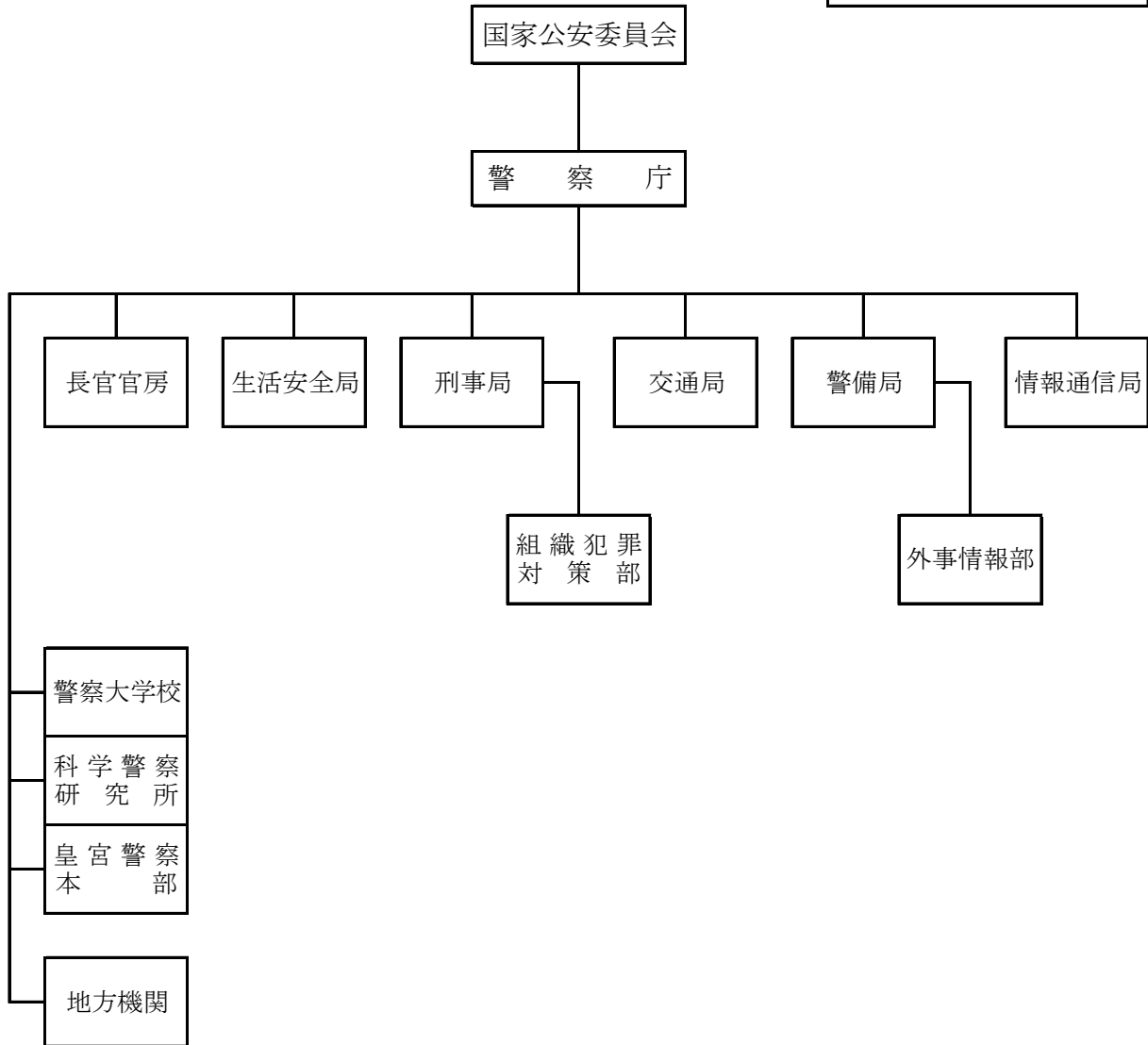
公正取引委員会組織図(平成30年度)

(年度末定員842人)



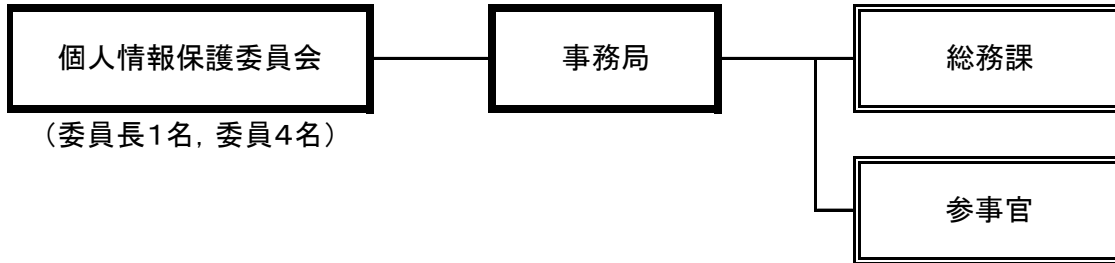
国家公安委員会組織図(平成30年度)

年度末定員 8,534人



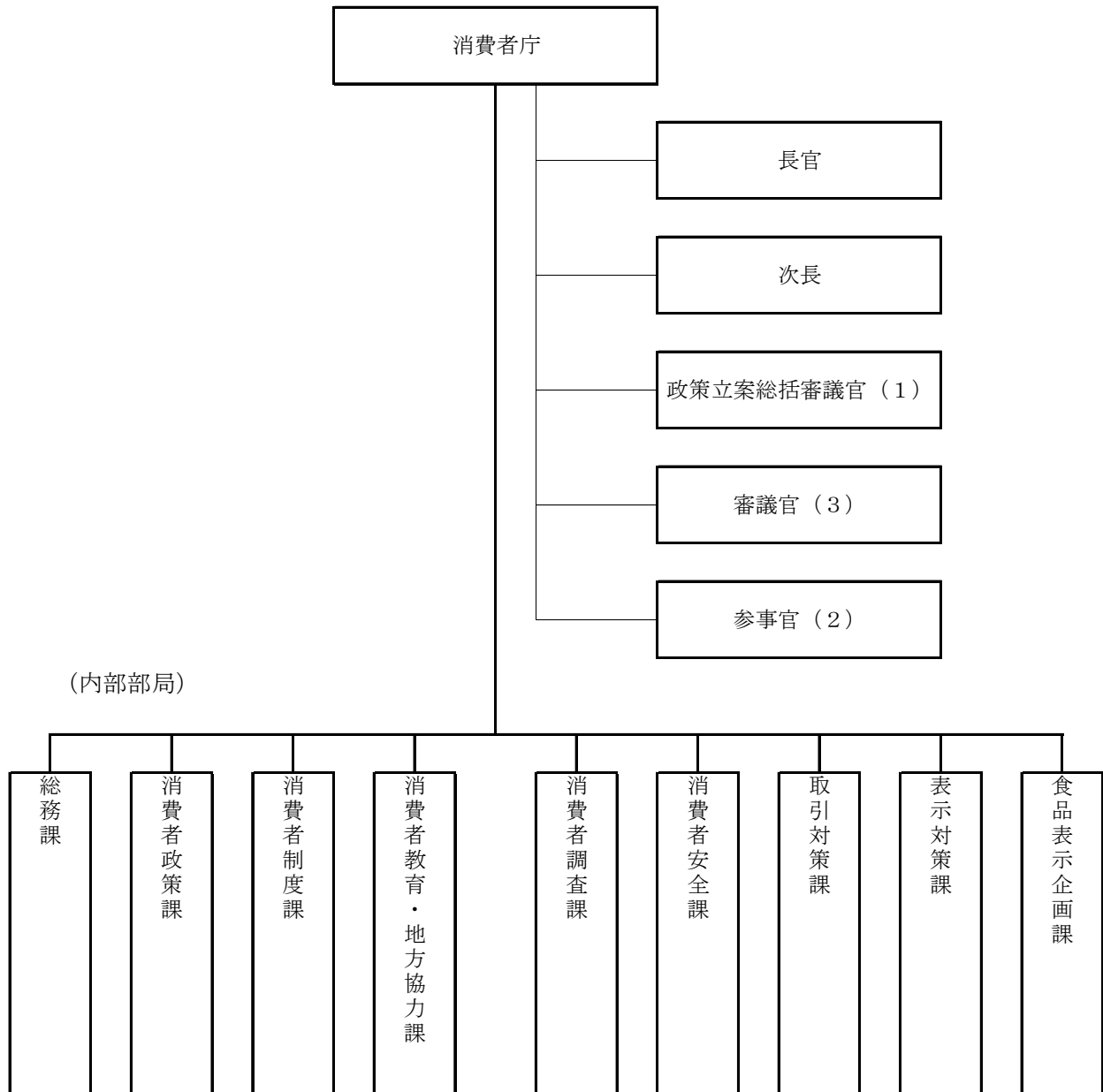
個人情報保護委員会組織図(平成30年度)

年度未定員:119名

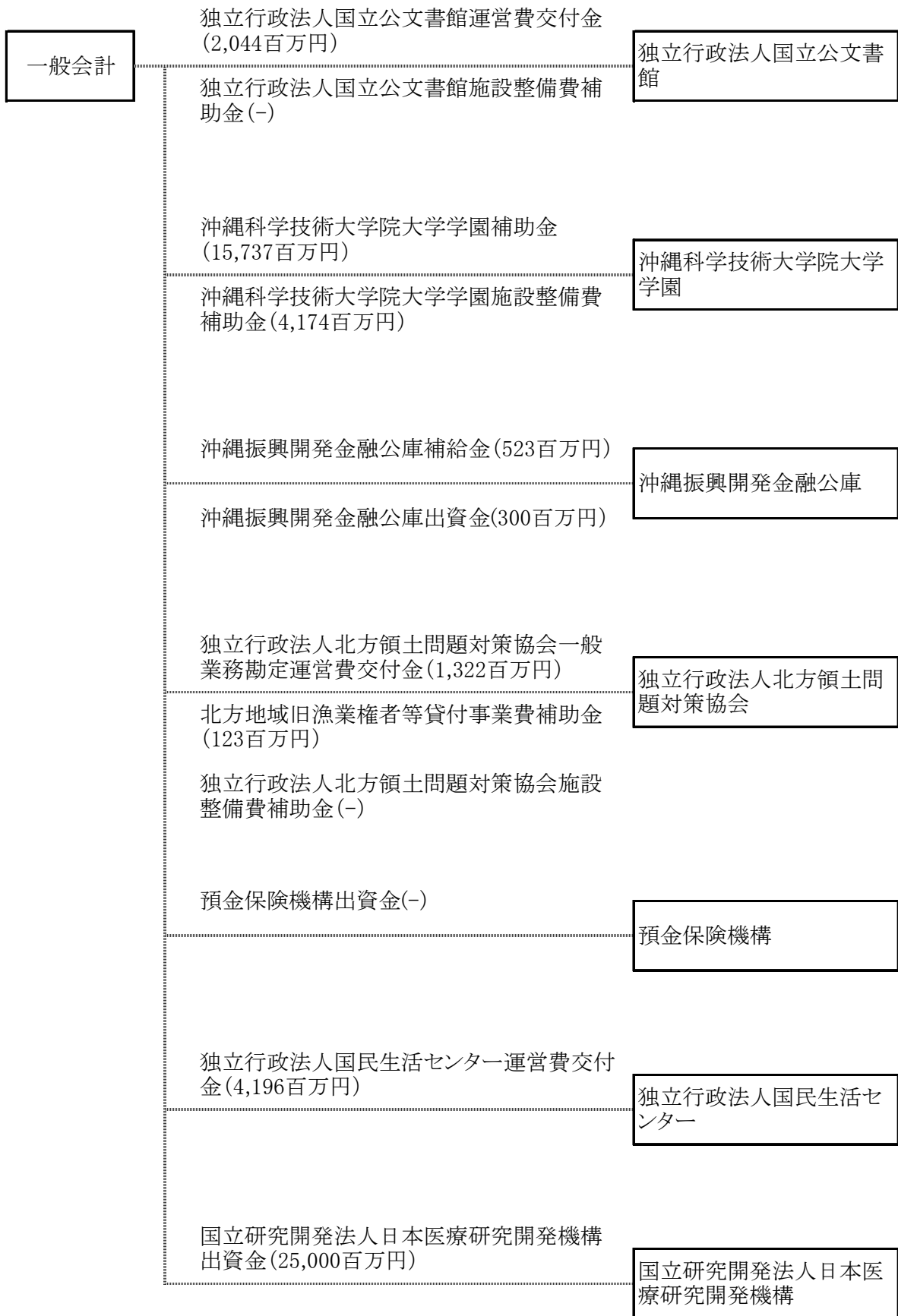


消費者庁組織図(平成30年度)

年度末定員 : 346名



3 内閣府における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ



4 平成30年度一般会計の歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|------------------------------------|----------|-------------|-----------|
| 歳入予算額 | 120,060 | 歳出予算額 | 3,022,896 |
| 懲罰及没収金 | 60,512 | 子ども・子育て本部 | 2,085,018 |
| 雑納付金 | 33,755 | 警察庁 | 375,204 |
| 東日本大震災復興放射性物質汚染 対策緊急除染等事業費回収金収入 | 14,013 | 内閣本府 | 324,716 |
| 弁償及返納金 | 5,792 | 地方創生推進事務局 | 122,208 |
| 国有財産売払収入 | 2,616 | その他 | 115,748 |
| その他 | 3,370 | 前年度繰越額 | 255,746 |
| | | 地方創生推進事務局 | 102,821 |
| | | 内閣本府 | 78,826 |
| | | 警察庁 | 56,914 |
| | | その他 | 17,184 |
| 徴収決定済額 | 80,378 | 予備費使用額 | 32,288 |
| 懲罰及没収金 | 50,828 | 内閣本府 | 32,254 |
| 雑納付金 | 17,711 | 金融庁 | 33 |
| 弁償及返納金 | 5,815 | 予算決定後移替増減額 | △ 14,000 |
| 貸付金等回収金収入 | 1,604 | 内閣本府 | △ 14,000 |
| 国有財産売払収入 | 1,347 | 歳出予算現額 | 3,296,930 |
| その他 | 3,072 | 子ども・子育て本部 | 2,087,016 |
| | | 警察庁 | 432,118 |
| | | 内閣本府 | 421,796 |
| | | 地方創生推進事務局 | 225,030 |
| | | その他 | 130,967 |
| 収納済歳入額 | 80,369 | 支出済歳出額 | 2,921,847 |
| 懲罰及没収金 | 50,828 | 子ども・子育て本部 | 2,083,227 |
| 雑納付金 | 17,711 | 警察庁 | 347,641 |
| 弁償及返納金 | 5,814 | 内閣本府 | 310,037 |
| 貸付金等回収金収入 | 1,604 | 地方創生推進事務局 | 80,358 |
| 国有財産売払収入 | 1,347 | 金融庁 | 23,398 |
| その他 | 3,063 | 宇宙開発戦略推進事務局 | 21,504 |
| | | 消費者庁 | 12,600 |
| | | 宮内庁 | 11,061 |
| | | 沖縄総合事務局 | 10,966 |
| | | 公正取引委員会 | 10,090 |
| | | 総合海洋政策推進事務局 | 4,452 |
| | | 個人情報保護委員会 | 3,154 |
| | | 北方対策本部 | 1,632 |
| | | 日本学術会議 | 913 |
| | | 国際平和協力本部 | 413 |
| | | 官民人材交流センター | 229 |
| | | 知的財産戦略推進事務局 | 164 |
| 不納欠損額 | 3 | 翌年度繰越額 | 262,906 |
| 国有財産貸付収入 | 3 | 地方創生推進事務局 | 99,121 |
| その他 | 0 | 内閣本府 | 76,945 |
| | | 警察庁 | 61,647 |
| | | その他 | 25,191 |
| 収納未済歳入額 | 5 | 不用額 | 111,176 |
| 懲罰及没収金 | 3 | 地方創生推進事務局 | 45,550 |
| 国有財産貸付収入 | 2 | 内閣本府 | 34,813 |
| 弁償及返納金 | 0 | 警察庁 | 21,829 |
| その他 | - | 子ども・子育て本部 | 2,189 |
| | | その他 | 6,793 |
| 歳入予算額と収納済歳入額との差 | △ 39,690 | | |
| 雑納付金 | △ 16,044 | | |
| 東日本大震災復興放射性物質汚染 対策緊急除染等事業費回収金収入 | △ 13,743 | | |
| 懲罰及没収金 | △ 9,684 | | |
| 国有財産売払収入 | △ 1,268 | | |
| 貸付金等回収金収入 | 599 | | |
| その他 | 449 | | |

5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

| | |
|---------------|---------------------|
| ・会計年度末の公債残高 | <u>8,448,238 億円</u> |
| ・当該年度に発行した公債額 | <u>343,953 億円</u> |
| ・当該年度の利払費 | <u>65,033 億円</u> |

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

| | |
|------------------------|-------------------|
| ・会計年度末の公債残高のうち内閣府配分額 | <u>154,027 億円</u> |
| ・当該年度に発行した公債額のうち内閣府配分額 | <u>13,815 億円</u> |
| ・当該年度の利払費のうち内閣府配分額 | <u>1,156 億円</u> |